

# 令和6年度事業計画書

## 基本計画

近年、全国各地で発生する自然災害は激甚化・多頻度化する傾向にあり、加えて、昨今の国際情勢の不安定化は、海外に依存度が高い飼料・肥料・生産資材や燃料等の価格高騰を招いており、農業経営に深刻な影響を与えている。このような状況の中、農業経営のセーフティネットである「収入保険制度」と「農業共済制度」の二つの農業保険制度の重要性はより一層高まっており、普及推進が急務とされている。

昨年6月に決定した、「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」や、食料・農業・農村政策審議会が昨年9月に答申した最終取りまとめにおいても「農業者の経営安定に向けた各種品目別の経営安定対策や、収入保険等のセーフティネット対策を引き続き講じていくとともに、普及・利用促進を行う。」と明記されており、農業保険制度がセーフティネットとしての機能を発揮するためにも組織を挙げて、無保険者を出さないための普及推進に取り組むとともに、行政や関係機関等に対しさらなる連携と協力を要請する。

両制度の推進に当たり、農産物の品目の枠にとらわれず、あらゆるリスクに対応できる収入保険制度の普及推進に優先的に取り組むこととし、特に農業共済制度の補償対象外作物を栽培している農業者への推進を重点とする。

農業共済制度は、頻発する雹害等に対応するための園芸施設共済の更なる加入推進や、農作物共済・畑作物共済及び果樹共済の白色申告農家の全相殺方式への加入移行を図るとともに、青色申告者に対しては、収入保険への加入推進を図る。また、白色申告者には、青色申告への切り替えの推奨を行う。

業務運営に当たっては、コンプライアンスの遵守及び内部監査によるガバナンスの強化の徹底を図る。また、共済事業の減少に伴う事務費賦課金の減少、低位で推移している利息収入の影響により、業務経費の削減がより一層求められる中、支所統合したメリットを生かし、事務の効率化・業務経費の適正執行をさらに押し進めていくものとする。

## ■ 引受計画と実施方策

### 農作物共済

#### 1. 引受計画

水稲共済では、現在、加入者の大半が半相殺方式であり、半相殺方式では昨年のような高温の影響による白未熟粒の発生等の品質低下は補償対象にならない。今後も高温等による品質低下が懸念されることから、品質低下等にも対応可能である収入保険及び品質方式への移行を加入資格者へ強く勧めて補償の拡充を図る。

また、収入保険及び品質方式に移行できない加入者には、出荷資料等により共済金を算定でき最高補償割合の高い全相殺方式への移行を勧める。更に、全ての方式の加入者に対して、ほ場ごとに半損以上の被害を対象とする一筆半損特約の付加を勧めて補償の充実を図る。

未加入者に対しては、大規模農家を中心に戸別訪問を実施するとともに、推進用パンフレット等を配付し積極的に加入推進に取り組む。

麦共済では、殆どの農業者は全量を出荷施設へ搬入していることから、水稲共済と同様に、青色申告者には収入保険への加入を勧め、収入保険に移行しない加入者には災害収入共済方式または全相殺方式への加入を勧めて補償の充実を図る。

なお、麦は経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の対象作物であることから、同対策に係る栽培実態と加入資格者を把握し、引き続き全戸加入を推進するため戸別訪問を実施する。

引受目標を水稲7,730ha、麦3,519haとする。

#### 2. 実施方策

農業保険法・事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と未加入者の解消を図るため、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 一体化台帳による有資格農業者の把握並びに未加入者の加入推進
- (3) 青色申告者に対する収入保険への加入推進
- (4) 青色申告者で収入保険を希望しない場合の水稲品質方式、麦災害収入共済方式への加入推進
- (5) 白色申告者に対する全相殺方式への加入推進
- (6) 一筆半損特約付加による補償の充実

### 家畜共済

#### 1. 引受計画

ウクライナ情勢や大幅な円安による配合飼料などの価格高騰、肉用子牛価格の低下等、畜産業界は厳しい現状となっている。そのような中、不慮の災害、傷病等による被害に備え安定的な畜産経営に資するため、家畜共済への加入が重要であることを周知する。また、飼養形態等に応じて個々のニーズにあった加入プランを作成、未加入者に提案型の推進を行う。

《死亡廃用共済》

過去の共済金支払実績等から、事故リスクの高い酪農家に対しては、全ての共済事故を補償対象とした事故除外なしへの加入プランを提案し、相対的に事故リスクの低い肉用牛農家に対しては、補償対象となる共済事故を限定し掛金を抑えた事故除外方式への加入プランを提案する。

《疾病傷害共済》

危険段階別共済掛金率の設定方法が改正されたことにより、同等の掛金で補償額の選択範囲が拡大されたことを周知し、最高補償額での加入を推進する。

目標引受戸数 死亡廃用共済964戸、疾病傷害共済527戸とする。

#### 《死亡廃用共済》

・搾乳牛	290戸
・育成乳牛	211戸
・繁殖用雌牛	166戸
・育成・肥育牛	245戸
・種豚	27戸
・肉豚	25戸

#### 《疾病傷害共済》

・乳用牛	288戸
・肉用牛	225戸
・種豚	14戸

## 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の獲得
- (3) 提案型による加入推進
- (4) 子牛選択の推進
- (5) 指定獣医師との連携強化による加入推進
- (6) 危険段階別共済掛金率設定方法の改正内容について説明及び周知

### 果樹共済

#### 1. 引受計画

りんご及びなしの栽培実態と加入資格者を把握するとともに、青色申告者には収入保険を推進し、収入保険を希望しない場合や白色申告者へは全相殺方式への加入を勧める。また、白色申告者には青色申告への切り替えを推奨する。

引受目標をりんご1, 257a、なし579aとする。

#### 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と収入保険へ移行に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による加入推進
- (3) 青色申告者に対する収入保険への加入推進
- (4) 青色申告者で収入保険を希望しない場合や白色申告者に対する全相殺方式への加入推進
- (5) 白色申告者に対する青色申告への切り替えの推奨

### 畑作物共済（大豆）

#### 1. 引受計画

経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の対象作物として栽培されていることから、同対策に係る大豆の栽培実態と加入資格者を把握するとともに、青色申告者には収入保険を推進し、収入保険を希望しない場合や白色申告者へは全相殺方式への加入を勧める。

引受目標を2, 731aとする。

#### 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による加入推進
- (3) 青色申告者に対する収入保険への加入推進
- (4) 青色申告者で収入保険を希望しない場合や白色申告者に対する全相殺方式への加入推進

## **畑作物共済（蚕繭）**

### **1. 引受計画**

高齢化による廃業・規模縮小に伴い養蚕農家、収繭量は年々減少しているが、繭生産量は全国の約4割を占める養蚕県のため、関係機関と連携して有資格農業者を的確に把握し、新規就農者へ加入を勧め、本県養蚕業の維持発展と養蚕農家の経営安定に努める。

引受目標を441箱とする。

### **2. 実施方策**

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と養蚕農家の経営安定に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに新規就農者の引受確保
- (3) 関係機関との連携強化
- (4) 戸別訪問によるわかりやすい説明

## **園芸施設共済**

### **1. 引受計画**

施設園芸用ハウスは、台風や雪害、雹害等の自然災害で大きな損失を受けることが多いことから、それらの災害リスクを補填できる園芸施設共済への加入が重要であることを施設園芸農家や関係機関等に積極的に働きかける。

有資格農業者の把握に努めるとともに、災害リスク啓発チラシの配付、生産組織等との集団加入による加入推進及び戸別推進による農業者の補償ニーズに応じたプラン提示等の施策を講じて、未加入者の解消と継続加入者の完全確保を図る。

なお、令和6年度の目標戸数加入率を77.1%とし、目標達成に向けて職員一丸となって引受拡大に取り組む。

引受目標を3,356戸とする。

### **2. 実施方策**

農業保険法、事業規程及び事務取扱要領等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 数値目標、ターゲット設定の推進計画の策定
- (3) 継続加入者の完全確保
- (4) 有資格農業者の把握並びに未加入者への戸別推進
- (5) 農業者ニーズに応じた加入提案
- (6) 生産組織等との集団加入による加入推進
- (7) 関係機関等に対する加入推進協力の働きかけ
- (8) 災害リスク啓発チラシの配付

## **建物共済・保管中農産物補償共済**

### **1. 引受計画**

未継続者の解消を目標に、継続加入者に対する加入申込書の完全回収と、未継続者への補完推進を実施する。

また、加入者個々の加入内容を把握し、小損害実損填補特約の付帯や総合共済への切換えなど、加入者のニーズに沿った提案型の加入推進を実施する。

さらに、資源台帳を活用し、制度共済並びに収入保険加入者で建物共済未加入者の新規獲得の加入推進等を実施する。

引受目標を、総共済金額9,544億8千万円とする。

### **2. 実施方策**

農業保険法・約款等に基づく適正な事務処理と適正で十分な補償額の推進に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 継続加入者の確保
- (3) 総合共済の加入推進
- (4) 未加入物件の新規推進
- (5) 事故調査時における提案型推進の実施
- (6) 各事業とのセット推進による新規加入者の獲得
- (7) 推進状況の定期把握
- (8) 小損害実損填補特約の推進

## **収入保険**

### **1. 引受計画**

全国各地で多発する自然災害や、近年の不安定な国際情勢は、農業経営に深刻な影響を与えている。このような状況下、様々な予測不能なリスクによって生じる農業収入の減少を総合的に補填する収入保険制度の重要性はますます増加している。

収入保険の普及推進は、NOSA I主催の会議はもとより、収入保険の加入推進を目的とした組織である「収入保険推進協議会」の構成団体となる県・JA等関係機関主催の農業者を参集する各種会議・研修会等に積極的に参加するとともに、県内の農業関係業者や税理士事務所等に引き続き協力依頼し、普及推進に努める。

令和6年度の目標達成に向けて、今までの推進の中で積み重ねた情報を基に推進を図るとともに、保険料等の助成措置を実施する市町村の農業者や、今まで十分な推進ができなかった農業者を推進するなど、メリハリをつけた推進を実施する。

同時に、職員研修を実施し、普及推進力のスキルアップを図る。

また、農林水産省共通申請サービスを利用したオンライン申請や、白色申告者に対し、青色申告への移行に対する不安を解消するため、税申告書類の記帳方法をサポートするなど、オンライン申請と併せて青色申告の普及啓蒙にも取り組む。

引受目標を2,000経営体とする。

### **2. 実施方策**

農業保険法・全国農業共済組合連合会事業規程・農業経営収入保険事業実施要領等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理

- (2) 支所ごとに引受目標を設定し、進捗状況・優良事例・問題点等を共有化
- (3) 農業保険推進協議会、収入保険推進協議会の構成団体の協力による制度普及
- (4) 役職員のトップセールスによる加入推進
- (5) 職員研修会による制度内容の習得及び普及推進力のスキルアップ
- (6) オンライン手続等加入申請をサポート
- (7) パンフレット・チラシ等での制度周知及びシミュレーション等を活用した戸別推進
- (8) 農業共済事業と合わせた加入推進
- (9) 青色申告者への切り替えに対する税申告書類の記帳方法等をサポート
- (10) 「農業経営収入保険加入協力奨励金交付要領」に基づき、協定締結による新規加入者の獲得
- (11) 関係機関等の各種会議・研修会に参加しての制度普及
- (12) 農閑期の効率的な加入推進
- (13) 県・市町村へ保険料等に対する助成依頼
- (14) 保険料等助成を実施する市町村の農家への積極的な推進

## ■損害評価の適正化方策

### 農作物共済

1. 見回り調査を実施し、生育・被害状況等を的確かつ早期把握に努め、実態に即した被害申告を促し、適正な損害評価に役立てる。
2. 水稻の高温障害に対応するため、調査ほ場に積算温度計を設置し、その結果に基づき関係機関との連携を密にし、必要に応じて迅速な注意喚起を行う。
3. 基礎組織役員及び職員の損害評価技術の向上を図るため、検見競技会等の研修会を開催し、任務の重要性について認識を高めるとともに適正な損害評価を実施する。
4. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

### 家畜共済

#### 1. 死廃事故の適正化

- (1) 加入農家・診療獣医師等に対して事故報告履行の徹底と、次の「廃用等の範囲」の周知を図るとともに遵守する。

#### 《廃用等の範囲》

- |      |   |
|------|---|
| 1号廃用 | 疾病または不慮の傷害によって死に瀕したとき。  |
| 2号廃用 | 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。   |
| 3号廃用 | 骨折、は行、両眼失明又は農林水産大臣が指定する疾病（BSE・牛伝染性リンパ腫・創傷性心臓炎・放線菌症・歯牙疾患・顔面神経麻痺・不慮の舌断裂による採食不能）若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。 |
| 4号廃用 | 盗難その他の理由によって行方不明となった場合において、その事実の明らかになった日から30日以上、生死が不明のとき。   |
| 5号廃用 | 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害によって繁殖能力を失ったとき（ただし、共済責任の始まった時以後に生じたものであること）。   |
| 6号廃用 | 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害により泌乳能力を失ったとき（ただし、分娩後1年以内の事故とし、事故の原因が共済責任の始まった時以後   |

に生じたものであること)。

7号廃用 出生子牛の奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなきとき（前肢彎曲症、軟骨形成不全等）。

(2) 死に瀕するもの以外の廃用事故については、指定獣医師等の協力を得て特定日・事前予約による効率的な確認を行い、引続き事故確認を完全実施する。

(3) 土曜日の事故確認は、組合獣医師職員が対応することにより効率化を図る。

なお、ゴールデンウィーク、年末年始等の長期にわたる休日は、県及び関係機関の死亡畜取り扱い状況を鑑み、実態に沿った事故確認を行う。

(4) 画像による死亡事故確認が可能になったことを加入者へ周知するとともに、指定獣医師等に協力を依頼し、効率的な死亡事故確認を行う。

## 2. 病傷事故の適正化

(1) 電子カルテシステム機能強化により、開業獣医師等への普及推進を図り、カルテ作成及び内容審査等の業務合理化に努める。

(2) 指定獣医師に対し、事故発生通知・病傷事故診断書等必要書類の期限内提出の周知徹底を図るとともに、提出遅延等の診断書については組合で定めた免責基準を適用する。

(3) 指定外獣医師に対し、病傷事故診断書に係る診療費領収書等の提出を周知徹底する。

(4) 内容審査において病傷事故給付基準に則した適正な審査を行うとともに、病傷事故診断書内容について1割以上の現地確認を徹底する。

## 3. 指定獣医師との連携強化

死産事故・病傷事故の事務処理の適正化を図るため、指定獣医師との連携を強化する。

### 果樹共済

1. 共済事故が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関等の指導を得ながら被害状況の早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。
2. 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努め適正な損害評価を実施する。
3. 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して評価技術の向上に努める。
4. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

### 畑作物共済（大豆）

1. 共済事故が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関等の指導を得ながら被害状況の早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。
2. 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努め適正な損害評価を実施する。
3. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

### 畑作物共済（蚕繭）

1. 共済事故が発生したつど遅滞なく被害申告を行うよう促すとともに、関係機関等の協力を得ながら被害状況・出荷量を把握して適正評価に努める。
2. 桑葉被害にあつては、速やかに見回り調査を行い収桑量並びに買桑量調査を実施するとともに、計画箱数に対応する桑園の適正申告について周知に努める。
3. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

### 園芸施設共済

1. 共済事故が発生したつど遅滞なく被害申告を行うよう促す。
2. 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して評価技術の向上に努める。

### 建物共済

1. 適正な被害申告を促し、損害評価の迅速化及び地震、台風、雪害等の広域災害が発生した場合の損害評価体制の確立を図り、適正な損害評価と共済金の早期支払いに努める。
2. 職員を対象とした損害評価研修会を開催し、査定技術の向上並びに知識の習得を図る。
3. 近年、悪徳業者による保険金詐欺等のトラブルが多発している。消費者庁・日本損害保険協会が発行するチラシを参考に加入者へ注意喚起を促す。
4. 適正且つ迅速な損害評価を行うため、鑑定士等の外部機関と直ちに連携できる体制を整え、モラルリスク案件はリサーチ会社等の外部機関に調査依頼して不正請求の防止及び抑止に努める。

## ■損害防止事業の実施方策

### 農作物共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤の配付や土壌診断等、効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

### 家畜共済

#### 1. 特定損害防止事業

共済事業の収支安定に資するため、農林水産大臣が定める特定疾病による損害防止事業を効率的かつ適正に実施する。主に乳牛で発生頻度の高い周産期病・乳房炎、肉牛で発生頻度の高い呼吸器疾患、これらの検査、指導を重点的に行うことにより被害率の低下に努める。

#### 2. 一般損害防止事業

加入農家ニーズの把握に努め、薬剤などの損害防止品を配付し、効果的な損害防止事業の実施に努める。

### 果樹共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤の配付や土壌診断等、効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

### 畑作物共済（大豆・蚕繭）

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤配付等、要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

### 園芸施設共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除資材配付等、効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。



## ■ 執行体制の整備

### 業務運営及び組織機能強化

1. 理事会は、定款及び理事会運営規則に基づき四半期に1回及び必要に応じて随時開催し、事業の執行計画に関する事項、事業の進行、成果及び会計状況に関する事項、その他事務の執行上必要となる事項等について審議し、組合運営の健全性及び適切性の確保に期する。  
また、組合員理事研修会を開催し、適正な組合運営に向けた管理体制の構築に努める。
2. 監事会は、定款及び監事監査規則に基づき年間の監査方針等の協議を行い、定時監査及び必要に応じて臨時監査を開催し、組合の財産の状況及び理事の業務執行状況を監査する。  
また、定時監査に加え、財務の適正執行を図るため公認会計士による監査を実施する。
3. 定例支所長等会議・本所管理職会議を毎月開催し、ガバナンスを強化するとともにコンプライアンス及び倫理意識の高揚を徹底して、不祥事の未然防止を図り適正な業務運営に努める。
4. コンプライアンス・プログラムを着実に実践し、職員が法令等を遵守する自覚・認識の醸成に努める。
5. 「リスク管理基本方針」に基づき、業務が適正に実施されているか正確に把握して管理体制の整備・改善に努める。
6. 監査室は独立性を確保し、年2回の内部検査及び必要に応じて随時検査を実施するとともに職員との面談等の実施により業務形態及び職場環境の改善に努め、法令等遵守組織体制の構築並びに内部けん制機能の拡充を図り不祥事件の未然防止に努める。
7. 業務執行体制は、事務機械化等の集中処理による管理・統括機能の強化に努める。また、支所統合したメリットを生かし更なる事業の効率化を図るとともに、これまで以上に戸別訪問を主とする事業推進等の充実・強化に取り組む。
8. 農業者の経営情報や推進時の訪問記録等をまとめた農家資源台帳を整備・活用し、提案型の加入推進に努める。
9. 支所運営協議会及び地域事業検討委員会を軸に、事業推進体制の強化及び関係機関等と連携を図り、円滑かつ効率的な農業保険の普及推進等に努める。
10. 基礎組織役員に対して、円滑な事業推進及び適正な損害評価を行うため、損害評価方法等について研修・講習会を開催し、資質の向上を図る。
11. 職務遂行能力や農業保険に関する知識の習得に向け、計画的に職員研修会等を開催するとともに、農水省やNOSA I協会が主催する研修会に参加する。
12. コンプライアンス体制の強化を図るとともに、個人情報等の取扱いについては、高いレベルのセキュリティ体制を確保し、職員に対して情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。
13. 業務の効率化や推進体制の強化を図るとともに、広域化した支所に適した業務体系の構築に努める。
14. NOSA I女性の会の活動を推進するとともに、女性役員の登用に向けた組織体制の構築を進める。また、県の「ぐんま農村女性会議」と連携し、社会参画の推進に協力する。

### 事務機械化

1. 情報システム安全対策基準に基づき、情報セキュリティ対策の実施及び適正な安全管理の実践に努める。
2. 情報等に係る安全保持及び運用管理の効率化を図るため、機器及びシステム並びにデータの管理・保守を審査機関の認証を受けている業者に委託し一元管理する。
3. 事業や業務ごとに分散されているデータを統合管理するシステムの構築を目指し、業務の効率

化や情報の有効活用に努める。

4. 国が進める「農林水産省共通申請サービス」の実施並びにWeb型の「農業保険システム」の導入計画に基づき、事務機械化の中長期計画を見直して運用するとともに安定稼働を図る。

### 広報

1. 農業保険の普及拡大のため、農業保険推進用のパンフレットやホームページ等を活用する。
2. 広報紙「NOSA I ぐんま」を発行し、県内農業者等へ農業保険の情報発信に努める。
3. 農業共済新聞「関東版」により近県の情報を提供するとともに、普及拡大に努める。
4. 関係機関等が発行する広報紙や一般新聞への記事掲載等により、多くの地域に情報を伝える対外広報の積極的な展開に努める。

## ■ 予算統制の方策

1. 事業計画に基づく事業の遂行及び達成を図り、財源の確保に努める。
2. 資金計画及び運用方針に基づき、信用リスク、市場リスク、流動性リスクを適切に管理し、安全かつ効率的な資金運用により収入確保に努める。
3. 運用管理委員会を四半期ごと及び必要に応じて開催し、運用状況の報告と運用内容について確認及び意見を求める。
4. 経常経費については、関係法令に基づき適正な執行に努めるとともに、業務運営の合理化・効率化により節減を図り、財務の安定化に努める。

## ■ 家畜診療所事業実施計画と実施方策

### 1. 実施計画

家畜診療業務を通じて家畜共済事業の推進及び損害防止活動の拡充を図ることにより畜産農家の経営健全化に寄与する。電子カルテ・医薬品管理システムの活用により診療業務の効率化に取り組み、繁殖検診をはじめとした生産獣医療の提供並びに受精卵関連業務等によるサービスの他、新たに血液検査・予防注射の管理等を提供し農家の事故低減に努める。また、県関係機関等と連携し、家畜伝染病予防法に定める豚熱（CSF）等の防疫業務の協力に努める。

### 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び事務取扱要領等に基づく適正な事務処理及び家畜診療を通じた診療業務の拡充に向け次の事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 家畜共済事業の引受推進（引受率低位な肉用牛・種豚等の推進）
- (3) 特定損害防止事業（乳用牛・肉用牛等の繁殖障害・周産期疾患・乳房炎・運動器疾患・牛伝染性リンパ腫・呼吸器疾患、新生子異常等）の実施
- (4) 家畜診療外業務（受精卵採卵・受精卵移植・人工授精・繁殖検診等）の実施
- (5) 加入家畜の死亡事故確認・廃用認定業務等の実施
- (6) 関係機関及び指定獣医師等との連携・協力
- (7) 豚熱（CSF）等の防疫業務への協力

共済目的の種類別の概数、引受実績および計画

共済目的等 項目	組合員 等数	農作物共済			家畜共済									
		水稻	陸稲	麦	死麿				疾病傷害					
					搾乳牛	育成乳牛	繁殖用雌牛	育成・肥育牛	種豚	肉豚	乳用牛	肉用牛	種豚	
戸	a	a	a	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
区域内の概数(A)	42,296	1,393,900	—	742,200	24,300	8,580	8,000	49,400	50,850	542,900	32,880	57,400	50,850	
本年度引受計画(B)	42,296	半相殺方式	668,387	0	126,256	24,821	9,813	4,089	22,846	9,809	79,532	22,859	7,395	1,832
		全相殺方式	48,143	0	5,797									
		品質方式	56,476											
		災害収入共済方式			219,805									
		計	773,006	—	351,858									
本年度引受率(B/A)	100	55.5	—	47.4	102.1	114.4	51.1	46.2	19.3	14.6	69.5	12.9	3.6	

共済目的等 項目	果樹共済(収穫)			畑作物共済			園芸施設共済											建物共済 農家建物		
	りんご	ぶどう	なし	大豆	春蚕	初秋蚕	晩秋蚕	ガラス室		プラスチックハウス										
								I類	II類	I類	II類	III類	IV類甲	IV類乙	V類	VI類	VII類			
戸	a	a	a	a	箱	箱	箱	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟	
区域内の概数(A)	39,900	—	19,500	14,923	214	142	243	—	189	6	18,166	1,589	1,269	777	194	6,286	87	118,024		
本年度引受計画(B)	半相殺方式	1,257	0	579	半相殺方式	2,429	165.1	94.5	181.0	0	147	1	14,094	1,233	985	603	151	4,877	68	83,167
	全相殺方式	0	0	0	全相殺方式	302														
	計	1,257	0	579	計	2,731														
本年度引受率(B/A)	3.1	0	3.0	18.3	77.1	66.7	74.6	0.0	77.8	16.7	77.6	77.6	77.6	77.6	77.8	77.6	78.2	70.5		

## 農業共済事業の規模

ア 農作物、家畜、果樹、畑作物（大豆・蚕繭）、園芸施設共済事業の規模

共済目的等		項目	引受面積等		共済金額	共済掛金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛 金 (A-D)	
			本年度予定	前年度実績		A 総額	B国庫負担金	C農家負担金				
農作物	水稲	半相殺方式	a	a	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
		全相殺方式	668,387	677,053	4,414,787	16,709	8,352	8,357	9,946	△	1,594	6,763
		品質方式	48,143	48,766	315,713	1,530	765	765	672		93	858
		計	56,476	57,206	342,877	3,672	1,836	1,836	2,563	△	727	1,109
	陸稲		773,006	783,025	5,073,377	21,911	10,953	10,958	13,181	△	2,228	8,730
	陸稲		0	0	0	0	0	0	0		0	0
	畑作物	半相殺方式	126,256	124,432	333,927	1,836	918	918	246		672	1,590
		全相殺方式	5,797	5,713	24,030	388	194	194	163		31	225
		災害収入共済方式	219,805	216,631	1,288,015	30,899	15,673	15,226	19,441	△	3,768	11,458
		計	351,858	346,775	1,645,972	33,123	16,785	16,338	19,850	△	3,065	13,273
小計		1,124,864	1,129,800	6,719,349	55,034	27,738	27,296	33,031	△	5,293	22,003	
家畜	包括個別共済	死亡 廃用	搾乳牛	頭	頭	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
			24,821	23,864	4,516,450	204,272	102,136	102,136	47	102,089	204,225	
			育成乳牛	9,813	9,350	1,571,036	14,734	7,367	7,367	16	7,351	14,718
			繁殖用雌牛	4,089	3,818	1,119,977	8,532	2,782	5,750	11	2,771	8,521
			育成・肥育牛	22,846	21,774	5,222,414	58,748	29,374	29,374	56	29,318	58,692
			種豚	9,809	6,582	429,804	251	100	151	4	96	247
	肉豚	79,532	43,342	310,014	204	81	123	3	78	201		
	計		150,910	108,730	13,169,695	286,741	141,840	144,901	137	141,703	286,604	
	疾病 傷害	乳用牛	22,859	21,912	593,776	238,139	119,069	119,070	5	119,064	238,134	
		肉用牛	7,395	6,928	111,643	39,241	19,620	19,621	1	19,619	39,240	
種豚		1,832	406	280	35	-212	247	4	△	216	31	
計		32,086	29,246	705,699	277,415	138,477	138,938	10	138,899	277,405		
小計		182,996	137,976	13,875,394	564,156	280,317	283,839	147	280,602	564,009		

※農作物共済麦の前年度実績は、決算時の引受面積を記入。 家畜共済の前年度実績は、期首引受実績。

共済目的等		項目	引受		共済金額	共済掛金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛 金 (A-D)
			本年度予定	前年度実績		A 総額	B国庫負担金	C農家負担金			
果樹	りんご	半相殺方式	1,257	1,032	103,190	3,302	1,651	1,651	1,207	444	2,095
		全相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	1,257	1,032	103,190	3,302	1,651	1,651	1,207	444	2,095
		ぶどう	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	なし	半相殺方式	579	431	50,580	1,720	860	860	1,093	△ 233	627
		全相殺方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	579	431	50,580	1,720	860	860	1,093	△ 233	627
		小計	1,835	1,462	153,770	5,022	2,511	2,511	2,300	211	2,722
畑作物	大豆	半相殺方式	2,429 <sup>a</sup>	1,674 <sup>a</sup>	2,328	16	9	7	2		54
		全相殺方式	302	175	1,378	62	34	28	22		
		計	2,731	1,849	3,706	78	43	35	24	19	54
	蚕繭	春蚕	165.1 箱	161.6 箱	10,620	25	12	13	8	4	17
		初秋蚕	94.5	91.6	5,600	25	12	13	3	9	22
		晩秋蚕	181.0	176.1	10,800	129	64	65	14	50	115
		計	440.6	429.3	27,020	179	88	91	25	63	154
		小計			30,726	257	131	126	49	82	208
園芸施設	ガラス室	I類(木造)	棟 0	棟 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
		II類(鉄骨)	147	143	2,130,545	13,066	6,533	6,533	3,564	2,969	9,502
	プラスチックハウス	I類(木竹)	1	1	62	1	0	1	1	1	0
		II類(パイプ)	14,094	10,323	6,331,846	137,888	68,944	68,944	78,349	△ 9,405	59,539
		III類(鉄骨下)	1,233	538	3,579,758	58,341	29,170	29,171	22,448	6,722	35,893
		IV類(甲)	985	450	4,709,815	36,948	18,474	18,474	21,547	△ 3,073	15,401
		IV類(乙)	603	256	3,483,473	14,810	7,405	7,405	6,104	1,301	8,706
		V類(鉄骨上)	151	57	731,846	3,847	1,923	1,924	1,731	192	2,116
		VI類(雨よけ施設等)	4,877	4,454	2,015,003	23,189	11,594	11,595	6,218	5,376	16,971
		VII類(多目的ネット)	68	70	47,888	523	261	262	179	82	344
		小計	22,159	16,292	23,030,236	288,613	144,304	144,309	140,141	4,163	148,472
	合計			43,809,475	913,082	455,001	458,081	175,668	279,333	737,414	

(注) 果樹・畑作物共済はラウンドのため一致しない場合がある。

イ 任意共済事業の規模

共済目的等	項目	引受		共済金額	共済掛金			保険料 B	保険手数料 C	手持共済掛金 A-(B-C)
		本年度予定	前年度実績		掛金総額	純掛金 A	事務費			
		棟	棟		万円	千円	千円			
建物共済関係	建物総合	12,709	12,375	13,869,000	305,633	210,450	95,183	91,690	30,716	149,476
	収容農産物 タイプA	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0
	収容農産物 タイプB	(1)	(1)	300	9	6	3	3	1	4
	建物火災	70,458	69,799	81,579,000	699,421	385,038	314,383	209,826	84,980	260,192
	計	83,167	82,174	95,448,300	1,005,063	595,494	409,569	301,519	115,697	409,672
	保険割合		30%			保険手数料率 建物火災40.5% 建物総合33.5% 収容農産物25.5%				
保管中農産物補償共済	保管中農産物 補償Aタイプ	1	-	100	2,500	1,750	750	2,500	375	-
	保管中農産物 補償Bタイプ	1	-	100	6,500	4,550	1,950	6,500	975	0
	計	2	0	200	9,000	6,300	2,700	9,000	1,350	0
	保険割合		100%			保険手数料率 Aタイプ15.0% Bタイプ15.0%				